

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：福祉保健局】

機関名称	東京都障害者施策推進協議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	障害者基本法第36条、東京都障害者施策推進協議会条例
設置年月日	昭和47年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。
委員数	R4.4.1時点未選任
会議公開	公開
会議 非公開理由	-
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	-
備考	
HPのURL	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/shougai_kyogi/index.html
問い合わせ先	福祉保健局障害者施策推進部計画課 電話番号：03-5320-4100 FAX番号：03-5388-1413